

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査

[資料]

資料 1	検査検定制度、資格制度の定義	1
資料 2	検査検定制度、資格制度一覧	2
資料 3	詳細調査対象の選定方針	5
資料 4	意見要望の概要	7
資料 5	公益法人関係の閣議決定等	9
	① 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）〈抜粋〉	9
	② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）〈抜粋〉	10
	③ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）〈抜粋〉	11
	④ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用方針」について（平成 8 年 12 月 19 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。）〈抜粋〉	12
	⑤ 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）〈抜粋〉	13
	⑥ 公益法人の指導監督体制の充実等について（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉	14
	⑦ 行政委託型法人等の総点検の推進について（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉	15
資料 6	中間報告（平成 22 年 12 月 28 日）	16
資料 7	自己点検表	22

検査検定制度、資格制度の定義

○「検査検定制度」

鉱工業製品等の物資や施設・設備が満たすべき基準と、当該基準に適合することを確認する方法や手続を法令等に規定し、国等が基準への適合性を確認又は証明する制度

○「資格制度」

国が法令、告示、通達等に基づき、一定の業務に従事する上で必要とされる専門的知識、技能等に関する基準を設け、国、地方公共団体等がその基準を満たしていると判定する者について、当該業務への従事、法令で定める管理監督者等への就任若しくは一定の称号の使用を認める制度又は専門的知識、技能等を有する旨を単に証明する制度

※ 「国家資格」及び「民間技能審査事業認定制度による資格」に関する質問主意書」に対する答弁書（平成 15 年 4 月 15 日）等によるもの。

検査検定制度の一覧 (134 制度)

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

所管省名	検査検定制度名
国家公安委員会 (警察庁) 〔8 制度〕	遊技機の認定、遊技機の型式の検定、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定、人の力を補うため原動機を用いる自転車の型式認定、原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定、普通自転車の型式認定、安全器材等の型式認定、運転シミュレーターの型式認定
総務省 〔15 制度〕	無線局の検査、無線設備の機器の検定、技術基準適合証明等、高周波利用設備の型式の指定、無線設備等の点検に使用する測定器等の検査、事業用電気通信設備の自己確認、技術基準適合認定、製造所等の検査、検定対象機械器具等の検定、石油パイプライン事業用施設の検査※、事業所の新設又は変更の確認※、特定防災施設等の設置の検査、防災性能の確認、消防用設備等の認定、特殊消防用設備等の性能評価
文部科学省 〔8 制度〕	原子炉施設の検査※、核燃料物質の使用施設等の検査、廃棄物の工場又は事業所の外における廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、放射性同位元素の使用施設等の検査、放射性同位元素等の設計認証等、放射性同位元素等の運搬物確認、教科書の検定
厚生労働省 〔14 制度〕	病院等の構造設備の使用前検査、理容所の使用前の確認、美容所の使用前の確認、クリーニング所の使用前の確認、製品検査、獣畜のとさつ又は解体検査、専用水道布設工事の設計の確認、簡易専用水道の管理についての検査、医薬品、医療機器の検定※、新規化学物質の届出に基づく審査※、食鳥検査、特定機械等の検査、小型ボイラー等の個別検定、プレス機械等の型式検定
農林水産省 〔13 制度〕	農産物の検査、漁船の工事完成後の認定、漁船及び登録票の検認、種畜検査、特定飼料等の検定、指定検疫物等の検査、医薬品の検定※、普通肥料の登録、農機具の検査、輸出入植物等の検査、種苗の検査、農薬の登録、輸入する指定動物の感染症の検査
経済産業省 〔39 制度〕	特定計量器の検定、基準器検査、計量証明検査、航空機の製造・修理の確認、航空機用機器の製造証明、設備及び技術の検定、製造・修理検査、特別特定製品の適合性検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、導管の使用前自主検査、電気工作物の検査、燃料体の検査、特定電気用品の適合性検査、ガス工作物の使用前検査、特定ガス用品の適合性検査、高圧ガス製造施設等の検査、輸入高圧ガスの検査、容器検査※、附属品検査※、液化石油ガス貯蔵施設等の検査、液化石油ガス充てん設備の検査、特定液化石油ガス器具等の適合性検査、火薬類の製造施設等の検査、鉱業権者による使用前検査、鉱業権者による定期検査、機械、器具等に関する制限等、事業所の新設又は変更の確認※、新規化学物質の届出に基づく審査※、加工施設の検査、再処理施設の検査、廃棄物埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認、特定廃棄物管理施設の検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質等の運搬に関する確認※、原子炉施設の検査※、特定特殊自動車の検査※、核物質防護規定の遵守状況の検査、核燃料物質等の輸送容器に係る承認、放射能濃度についての確認
国土交通省 〔47 制度〕	自動車道の検査、石油パイプライン事業用施設の検査※、船舶の総トン数測定、小型船舶の総トン数測定、小型漁船の総トン数測定、船舶の国際トン数測定、船舶検査、危険物の積付検査、危険物のコンテナへの収納検査、液状化物質の積付け検査、海洋汚染防止設備等の検査、焼却設備の検査、気象測器の検定、航空機の耐空証明、航空機の型式証明、航空機の修理改造検査、装備品又は部品の型式又は仕様の承認、装備品等の型式適合認定、航空機装備品の予備品証明、空港等の検査、航空保安施設の検査 (航空灯火)、航空保安施設の検査 (無線施設)、運航管理施設等の検査、特定救急用具の検査、模擬飛行装置等の認定、容器検査※、附属品検査※、鉄道施設の完成検査、車両の確認、索道施設の完成検査、軌道の運輸開始に係る検査、廃棄物の工場又は事業所外の廃棄に関する確認※、核燃料物質運搬の安全確認※、放射性同位元素等の運搬の安全確認、自動車検査、検査対象外軽自動車等の型式認定、原動機付自転車用原動機の型式認定、自動車ターミナルの検査、許可工作物の完成検査、工事の完了検査、開発行為に関する工事の完了検査、構造方法等の認定、型式適合認定、建築物等の確認・検査、工場生産浄化槽の型式の認定、港湾の施設の技術上の基準への適合性確認、特定特殊自動車の検査※
環境省 〔5 制度〕	浄化槽の検査、一般廃棄物処理施設の検査、産業廃棄物処理施設の検査、新規化学物質の届出に基づく審査※、特定特殊自動車の検査※
計	8 府省 134 制度〔149 制度〕

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「※」印を付した検査検定制度は、他府省と共管に係るものである。

3 検査検定制度の実数は 134 制度であるが、他府省と共管となっているものがあるため、本表の検査検定制度の総数は〔 〕内の 149 制度となる。

4 網掛けをしているものは、今回の詳細調査の対象制度である。

資格制度一覧 (313制度)

(平成22年7月1日現在)

所管府省名	資格制度名
国家公安委員会 (警察庁) [8制度]	警備員指導教育責任者、機械警備業務管理者、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者、射撃指導員、駐車監視員資格者、運転免許、技能検定員、教習指導員
金融庁 [3制度]	公認会計士、外国公認会計士、貸金業務取扱主任者
消費者庁 [1制度]	消費生活専門相談員
総務省 [12制度]	無線従事者、電気通信主任技術者、工事担任者、行政書士、危険物取扱者、消防設備士、防火管理者、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、自衛消防組織統括管理者、防災管理者、防災管理点検資格者
法務省 [6制度]	弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、申請取次者、公証人
財務省 [2制度]	税理士、通関士
文部科学省 [8制度]	技術士、原子炉主任技術者※、放射線取扱主任者、教育職員、司書、学校図書館司書教諭、学芸員、社会教育主事
厚生労働省 [137制度]	精神保健福祉士、外出介護員(ガイドヘルパー)、医師、臨床検査技師、診療放射線技師、衛生検査技師、歯科医師、歯科技工士、歯科衛生士、義肢装具士、臨床工学技士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護師等確保推進者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、救急救命士、言語聴覚士、栄養士、管理栄養士、調理師、専門調理師、建築物環境衛生管理技術者、クリーニング師、管理美容師、管理美容師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者、清掃作業監督者、空気環境測定実施者、空調給排水管理監督者、貯水槽清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者、ダクト清掃作業監督者、ダクト清掃作業従事者、水道技術管理者、清掃作業従事者、貯水槽清掃作業従事者、排水管清掃作業監督者、排水管清掃作業従事者、防除作業従事者、食品衛生管理者、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、薬剤師、登録販売者、向精神薬取扱責任者、毒物劇物取扱責任者、医療機器製造業の責任技術者、医療機器販売営業管理者、医療機器修理業責任技術者、社会福祉士、介護福祉士、難病ホームヘルパー、介護支援専門員、居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、福祉用具専門相談員、訪問介護員、受胎調節実地指導員、保育士、年金数理人、社会保険労務士、勤労青少年福祉推進者、ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士、発破技士、潜水士、林業架線作業主任者、ガス溶接作業主任者、高圧室内作業主任者、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、衛生管理者、木材加工用機械作業主任者、プレス機械作業主任者、乾燥設備作業主任者、コンクリート破砕器作業主任者、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、ずい道等の掘削等作業主任者、ずい道等の覆工作業主任者、採石のための掘削作業主任者、はい作業主任者、船内荷役作業主任者、型わく支保工の組立て等作業主任者、足場の組立て等作業主任者、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、鋼橋架設等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、コンクリート橋架設等作業主任者、普通第一種圧力容器取扱作業主任者、化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者、鉛作業主任者、酸素欠乏危険作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、石綿作業主任者、床上操作式クレーン運転技能講習修了者、小型移動式クレーン運転技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者、ショベルローダー等運転技能講習修了者、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者、車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者、不整地運搬車運転技能講習修了者、高所作業車運転技能講習修了者、玉掛け技能講習修了者、ボイラー取扱技能講習修了者、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、救護に関する技術的事項を管理する者、安全管理者、衛生工学衛生管理者、安全管理士、衛生管理士、技能士、職業訓練指導員、障害者職業生活相談員

所管府省名	資格制度名
農林水産省 [15制度]	農業協同組合監査士、水産業協同組合監査士、森林組合監査士、獣医師、家畜人工授精師、家畜商、調教師（中央競馬）、調教師（地方競馬）、騎手（中央競馬）、騎手（地方競馬）、飼料製造管理者、土地改良換地士、普及指導員、林業普及指導員、水産業普及指導員
経済産業省 [36制度]	情報処理技術者、弁理士、砂利採取業務主任者、採石業務管理者、航空工場検査員、計量士、高圧ガス製造保安責任者、液化石油ガス設備士、エネルギー管理士、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、ガス消費機器設置工事監督者、火薬類取扱保安責任者、火薬類製造保安責任者、競輪選手、競輪審判員、小型自動車競走選手、小型自動車競走審判員、ダム水路主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、高圧ガス販売主任者、高圧ガス移動監視者、特定高圧ガス取扱主任者、作業監督者（鉱山保安法に基づく）、作業監督者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、保安管理者（鉱山保安法に基づく）、保安管理者（深海底鉱業暫定措置法に基づく）、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者、充てん作業員、中小企業診断士、核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者※
国土交通省 [77制度]	油濁防止管理者、有害液体汚染防止管理者、溶接工、水先人、船舶料理士、救命艇手、衛生管理者、主任技術者、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、耐空検査員、航空従事者、運航管理者（海上）、安全統括管理者（海上）、動力車操縦者、海事代理士、海事補佐人、旅行業務取扱管理者、旅程管理者のうち主任、通訳案内士、地域伝統芸能等通訳案内業、地域限定通訳案内士、観光圏内限定旅行業務取扱管理者、検数人、鑑定人、検量人、整備管理者、自動車整備士、整備主任者、登録運転者、運行管理者（旅客自動車）、安全統括管理者（旅客自動車）、運行管理者（貨物自動車）、安全統括管理者（貨物自動車）、索道技術管理者、安全統括管理者（索道）、安全統括管理者（鉄道）、設計管理者、竣工確認者、竣工確認管理者、業務統括管理者、気象予報士、認定機長、査察操縦士、不動産鑑定士、土木施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、解体工事施工技士、浄化槽設備士※、宅地建物取引主任者、測量士・測量士補、管理業務主任者、安全担当者、衛生担当者、危険物等取扱責任者、自動車検査員、消火作業指揮者、倉庫管理主任者、設計者資格（宅地造成等規制法に基づく）、設計者資格（都市計画法に基づく）、特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者、管理主任技術者（ダム）、建築士、建築設備士、監理技術者資格者証の交付を受けている者、土地区画整理士、マンション管理士、補償業務管理者
環境省 [12制度]	狩猟免許、臭気測定業務従事者（臭気判定士）、環境カウンセラー、浄化槽設備士※、廃棄物処理施設技術管理者、浄化槽管理士、浄化槽技術管理者、浄化槽検査員、特別管理産業廃棄物管理責任者、公害防止主任管理者※、公害防止管理者※、技術管理者
計	12府省 313制度 [317制度]

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「※」印を付した資格制度は、他府省と共管に係るものである。
3 資格制度の実数は313制度であるが、他府省と共管となっているものがあるため、本表の資格制度の総数は〔 〕内の317制度となる。
4 網掛けをしているものは、今回の詳細調査の対象制度である。

詳細調査対象の選定方針

資料3

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」

概況調査の結果

- ① 資格・検査検定制度の全体像を各府省から提出された書面により概況把握(平成22年7月現在)
 - ⇒ 資格313制度、検査検定134制度あり。これらの実施主体(国、独立行政法人、公益法人、地方自治体、その他民間団体)の状況、各制度ごとの手数料・受講料等の状況、最近の受験者数、実施主体が公益法人等の場合の当該法人の概況等を把握
- ② 負担軽減の観点から、広く国民から意見募集と情報収集等
 - ⇒ 個別の資格・検査検定制度について、手数料・受講料等の引下げ、資格の有効期間やその更新要件の見直し、資格の統合、申請手続の簡素化等具体的な要望を把握
- ③ これら意見要望を活用して、詳細調査の対象範囲を以下のように設定
 - ⇒ 上記個別具体的な意見要望等に係る資格・検査検定
 - ・ さらに、上記意見要望等と共通性を有する問題を抱えたと考えられるものを選定

詳細調査対象

○資格 [108制度 / 313制度] (利用者の負担軽減の観点から)

- ① 意見要望・新聞報道等のあるもの
 - 電気通信主任技術者(受講料の引下げ)、自動車整備士(試験区分の統合)等
- ② 受講料等が高額なもの(注1)、資格が類似しているもの、受験者数が減少しているもの
 - 建築物環境衛生管理技術者(受講料が高額)等
 - 計量士(類似のものあり)、土地改良換地士(ニーズがない・形骸化)等
- ③ 内部留保率の高い(注2)公益法人により実施されているもの
 - ボイラー技士、管理業務主任者 等
- ④ 役員の平均報酬額が高い(注3)公益法人により実施されているもの
 - 電気工事士、旅行業務取扱管理者 等

○検査検定 [31制度 / 134制度] (利用者の負担軽減の観点から)

- ① 意見要望・新聞報道等のあるもの
 - 自動車検査(高額な保安基準適合証、検定対象機械器具等の検定(自主検定への移行要望))
- ② 内部留保率の高い(注2)公益法人により実施されているもの
 - 消防用設備等の認定、簡易専用水道の管理についての検査 等
- ③ 役員の平均報酬額が高い(注3)公益法人により実施されているもの
 - 無線設備等の点検に使用する測定器等の検査 等

(注1)受講料10万円以上

(注2)内部留保率25%以上(「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」において指導対象として示されている水準(30%)を参考)又は同一府省内において内部留保率が最も高い法人

(注3)平均報酬額1,200万円以上

(参考) ① 受験料、受験料、講習テキスト代、手数料等の見直し(手数料等の積算根拠の妥当性、公益法人等の区分経理・内部留保の適切性)、② 資格の取得又は更新の要件と なっている講習等の見直し、③ 類似する資格の統合、④ 受験者数が大幅に減少してきているなど、ニーズのなくなった資格の廃止、⑤ 申請書類等の見直し

国民からの意見要望(手数料)

	主な意見要望(概要)	件数	主な意見要望(個別)
手数料の引下げ等を求める意見 (259件)	検査手数料等の算出方法を明らかにしてほしい。	16	<p>同じ検査を実施した場合でも、請求される検査手数料が異なることがあるので、検査手数料の請求に当たっては、その算出方法を明らかにしてほしい。</p> <p>資格者証の更新手数料が高額であるので、その算出方法を明らかにしてほしい。</p>
	新規検査は更新検査と比べて審査に手間がかからないと思うので、更新検査の手数を安くしてほしい。	3	現場審査を要する新規検査手数料に比べて、書類審査のみである更新審査手数料に割高感がある。
	検査の実施件数などに応じて、手数料を割引してほしい。	80	<p>一回の検査で複数台の製品を検査する場合、検査手数料を割引してほしい。</p> <p>検査には丸一日かかるものと、数時間で終わるものがあるが、どちらも同じ検査手数料であるので、検査に時間を要しないもの場合の手数を割引してほしい。</p>
	資格試験において、受験科目が免除される場合に受験料を減額してほしい。	13	<p>一回で合格するのは難しい試験なので何度も受験する者が多く、科目合格制が採用されているが、全科目受験する者と一部科目のみ受験する者が同じ受験料なのはおかしいので、科目免除の場合は受験料を減額してほしい。</p> <p>学科試験合格後に実技試験を受験することになるが、学科試験で不合格であっても実技試験分の受験料が返還されないのはおかしいと思うので、学科試験と実技試験の受験料を分けて、不公平感をなくしてほしい。</p>
	講習で使用するテキストについて、既に所持しているような場合、希望者だけ購入する仕組みにしてほしい。	11	<p>講習で使用するテキストについて、既に所持している場合や職場にあるものを講習時に借用することができる場合もあるので、希望者だけ購入する仕組みにし、法改正やテキストの変更部分を抜粋したものだけを配布するなどして、テキスト購入に係る費用が軽減されるよう工夫してほしい。</p> <p>再講習では前回講習時と全く同じテキストが使用された。テキストを持参する場合には、受講料からテキスト代を割り引いてほしい。</p>
	受験申込書を無料で配布してほしい。	6	<p>受験申込書が有料の場合、受験者が多いときは、会社にとっては申込書を手に入れるだけで負担となるので、申込書を無料で配布してほしい。</p> <p>インターネットからダウンロードする方法などにより、申込書を無料で配布してほしい。</p>
	講習の実施場所が遠方であったり、講習期間が長い場合、交通費や旅費の負担が大きい。	39	<p>講習は東京のみで実施されており、講習期間中、東京に滞在して受講している人や、新幹線で毎日通っている人もおり、宿泊費や交通費を負担に感じている。</p> <p>試験会場が遠方にあり、資格を取得するためには宿泊費や交通費がかかり経済的負担も大きいので、試験会場を増やしてほしい。</p>

国民からの意見要望(申請手続等)

	主な意見要望(概要)	件数	主な意見要望(個別)
申請手続等の軽減を求める意見 (63件)	一度提出した書類を何度も提出させないでほしい。	23	更新申請における提出書類は、基本的には、新規申請と同様であるが、更新内容に変更がなくても、新規申請時の書類をそのまま使えない状況となっている。更新申請の書類作成に当たっては、通常業務への影響や経済的な損失も発生することから、簡易的な書類での更新手続を認めるなど、更新申請の負担を軽減してほしい。 変更申請の場合、変更以外の部分については、資料等の提出を省略して事務手続を簡素化してほしい。
	本人確認のために、受講申込書に写真を添付することとなっているが、自動車運転免許証等で代用してほしい。	1	受講申込書には写真を添付することとなっているが、講習会終了証に写真を添付することもなく、本人確認のためであれば自動車運転免許証等で代用し、申込書への写真添付を省略してほしい。
	中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在ではほとんどの者がその要件を満たしていると思われるので、当該受験資格を見直してほしい。	3	中学校卒業が受験資格の一つとされ、卒業証書等を添付するよう求められているが、現在、中学校までは義務教育であり、ほとんどの者は要件を満たしているため、卒業証書の添付を省略するか、受験資格そのものを見直してほしい。
	受験申込書をインターネットからダウンロードできるようにしてほしい。	2	申込書は窓口を受け取りに行くか、郵送で入手するしかないが、インターネットからダウンロードできるようにしてほしい。
	申込書の受付期間が短く、申込書を提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。	2	申込書は窓口に出しななければならない上、受付期間も短く、出張等により提出できないこともあるので、受付期間を延長してほしい。
	検査に要する審査期間をできるだけ短縮してほしい。	10	検査に要する審査期間が以前よりも長期間かかっており、会社の事業活動にも影響があるので、できるだけ審査期間の短縮を図ってほしい。 事業者にとっては、申請手続に時間がかかることから生じる時間的ロスや事業計画の遅れが大きな問題となるので、早急に審査を完了してほしい。

(注) 意見要望は、以下の方法により聴取等したものである。なお、寄せられた意見の総数は 644 件であり、そのうち手数料の引下げ等を求める意見及び申請手続等の軽減を求める意見を主に掲載したもの。

- ・内閣府の「国民の声」における意見要望(平成 22 年2月 17 日～6月 17 日)
- ・総務省行政評価局がホームページにおいて国民から聴取した意見要望(平成 22 年7月1日～7月 23 日)
- ・総務省管区行政評価局等が全国で実地調査し、受検者、資格取得者及び関係団体等から聴取した意見要望(平成 22 年 10 月1日～11 月 30 日)

① 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）＜抜粋＞

- 2 公益法人は、我が国の経済社会において重要な役割を担うに至っており、今後ともその活動の適切な発展を図ることが重要であり、公益法人に対する適正な指導監督等を協力を推進していくため、これまでの基準を整理・強化し、別紙 1 のとおり、「交易法人の設立許可及び指導監督基準」を定める。
- 3 また、公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、別紙 2 のとおり、「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」を定める。

(別紙 1) 公益法人の設立許可及び指導監督基準＜抜粋＞

2. 事業

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合されるよう適切に処理しなければならない。

- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

なお、ここでいう「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除したものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等
- ⑤ 負債相当額

7. 情報公開

- (1) 公益法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること。

- ① 定款又は寄附行為
- ② 役員名簿
- ③ (社団法人の場合) 社員名簿
- ④ 事業報告書
- ⑤ 収支計算書
- ⑥ 正味財産増減計算書
- ⑦ 貸借対照表
- ⑧ 財産目録
- ⑨ 事業計画書
- ⑩ 収支予算書

8. 経過措置等

- (1) 所管官庁は、本基準に適合しない公益法人に対しては、原則として 3 年以内に本基準に適合するように指導する。

(別紙 2) 公益法人に対する検査等の委託等に関する基準＜抜粋＞

1 検査等の公益法人への委託等

- (2) 検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。
- (6) 検査料・認定料・資格登録料等の料金については、委託等を行う官庁が決定すること。

2 検査等の推薦等

- (6) 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益をえるようなものではないこと。

(注) 下線は当省が付した。

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）〈抜粋〉

（公益認定の基準）

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 ～ 五 （略）

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（公益目的事業の収入）

第 14 条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（注） 下線は当省が付した。

③ 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）〈抜粋〉

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置（別添）

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(3) 料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せてインターネットで公開する。

(略)

(5) 指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

(2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式 1 又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

(注) 下線は当省が付した。

④ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。）〈抜粋〉

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（別紙）

（基準）

2. 事業

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

（運用指針）

- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

（基準）

5. 財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

- (7) いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。

（運用指針）

- (2) しかしながら、公益法人は、その事業目的、非営利性等から税制上の優遇等が認められているものであり、有することができる「内部留保」についても、その規模は一定の範囲内にとどめるべきである。

公益法人の内部留保の水準としては、過去の収入の変動等を考慮しつつ、社会経済情勢の変化等が生じた場合であっても、当該法人が実施している公益事業を、当面支障なく実施できる程度にとどめることを目指すべきである。その水準は、当該法人の財務状況等によっても異なるものであり、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい。

- (3) 本文における「内部留保」とは、総資産額から、次の項目等を除いたものとする。

- ① 財団法人における基本財産
- ② 公益事業を実施するために有している基金（事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。）
- ③ 法人の運営に不可欠な固定資産：法人事務所・事業所、土地、設備機器等
- ④ 将来の特定の支払いに充てる引当資産等：退職給与引当資産、減価償却引当資産等
- ⑤ 負債相当額（将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当資産を有しているものは除く。）

なお、固定資産については、真に必要な水準に限られるべきであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。

また、引当資産についても、法人の運営上将来必要な特定の支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。したがって、退職給与引当金の債務の額を超えて引当てられた退職給与引当資産等は、これに該当しない。

（注） 下線は当省が付した。

⑤ 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）〈抜粋〉

2. 見直しの視点

政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、以下の視点で見直しを行う。

(1) 行政が政府関連公益法人に実施させている事務・事業の徹底的な見直し

今回の「事業仕分け」の成果も踏まえつつ、必要性、有効性、効率性、緊要性、官民の役割分担、規制改革の観点から、次のような視点に立って徹底的な見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠であり、かつ、早期に実施するべきものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間企業等の参入を阻害しているものなどについては、民間企業等において実施できないか。
- ③ 事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地方公共団体で類似の事業を行っているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 政府関連公益法人が契約の相手方となる随意契約は、真に合理的なものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑤ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を行っている他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑥ 行政が直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で国の行政機関等が事務・事業を実施することができないか。
- ⑦ 事務・事業の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができないか。

(2) 業務運営に対する主務大臣等の指導監督等の強化

上記の見直しと併行して、行政からの支出又は権限の付与を受けて事務・事業を実施する政府関連公益法人の業務運営に対し主務大臣等による適正な指導等が行われてきているかどうか等について、次のような視点に立って検証し、主務大臣等による指導監督等の強化に反映する。

- ① 事務・事業の内容、実施方法、規模、体制等は適切か。
- ② 保有資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないか。
- ③ 行政との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ④ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているか。また、国民の評価・検証に資するとともに理解を確保するための情報提供が徹底されているか。

(注) 下線は当省が付した。

⑥ 公益法人の指導監督体制の充実等について(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ) <抜粋>

公益法人に対する厳正な指導監督を更に徹底するため、指導監督の責任体制を確立するとともに、指導監督の前提となる法人の的確な実態把握のための立入検査の充実等を図ることとし、各府省(国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。)において下記の措置を講ずる。

1 略

2 立入検査の充実

(1) 立入検査の定期的な実施

所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。

(2)・(3) 略

(4) 的確かつ体系的な検査のための措置

① 各府省は、検査事項を記載した検査票(チェックリスト)を作成し、これに従って立入検査を実施する。検査票(チェックリスト)については、別紙の例を参考に、各府省の実情に応じて作成するものとする。

② 行政委託型法人等(「行政委託型法人等の総点検の推進について」(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)の対象法人をいう。)については、①の検査事項のほか、同申合せの別紙に基づき作成した検査事項を追加して、検査を実施する。

③ 立入検査の結果、必要があると認められた場合には、公認会計士等専門家の協力を得て、法人の業務運営の実態把握に努めるものとする。

④ 立入検査の結果、法人の業務運営に改善すべき事項が認められた場合には、各府省は、当該法人に対し、速やかに文書等により、期限を付して必要な改善を指示するとともに、これに基づき講じた措置について報告を求めるものとする。

(5) 立入検査の実施結果の公表等

① 各府省は、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を速やかに公表するとともに、総務省に報告する。

② 総務省は、各府省の立入検査の実施結果の概要について、必要な取りまとめを行った上、「公益法人に関する年次報告書」により公表する。

3 その他

(1) 職員に対する定期的な研修の実施

各府省は、公益法人の指導監督に関する事務を担当する職員に対し、定期的に研修を実施するとともに、その内容の充実^{に努めるものとする}。この場合において、総務省は、各府省からの求めに応じ、当該研修の実施に関し必要な協力を行う。

(2) 外部監査の要請

各府省は、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請する。

(3) 都道府県への要請

国は都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。

4 略

(別紙) 略

(注) 下線は当省が付した。

⑦ 行政委託型法人等の総点検の推進について（平成 10 年 12 月 4 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＜抜粋＞

行政委託型事業等の適正な運営の確保と事業の必要性の的確な見直しを図るとともに、行政委託型事業等の実態を国民に明らかにしていく観点から、平成 9 年 9 月 9 日に総務庁から勧告のあった「行政委託型法人等の総点検」については、下記により、実施に移すものとする。

1 総点検の内容

(1) 基本的点検項目等

行政委託型法人等（主務大臣又は都道府県知事等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務である事務を処理する場合に限る。）、個別の法令等に基づき、特定の公益法人を指定して事務の委託を行い、若しくは公益法人が行う事業を行政上必須の要件として指定する場合における当該法人、又は公益法人が独自に行う事業を一定の水準にあるものとして認め、推奨する場合における当該法人。以下「法人」という。）の総点検の実施に当たり、行政委託型事業等（以下「事業」という。）の実施状況等について基本的に点検すべき項目は次のとおりとし、その具体的な着眼点は別紙の例による。

(別紙)

行政委託型法人等の総点検の具体的な着眼点（例）

1 事業等の在り方について

(1) 事業に関する行政需要や社会・経済情勢の変化等からみて、事業そのものの必要性を見直す必要はないか。また事業の仕組みや内容について基本的な変更を加える必要はないか。

(2) 実績が皆無又は低調な事業につき、改善策は講じられているか。また、改善策を講じた場合、実効があがっているか。

(3) 一部に実績が皆無又は低調な法人が見られる場合、当該法人に対する指定を取り消す必要はないか。

(4) 事業が、法人が行うその他の事業の遂行に実質的に有利に利用されるなど、その公正性が損なわれているようなことはないか。

2 法人における事業の実施状況について

(1) 事業の実施に必要な水準の財政基盤が確保されているか。

(2) 事業の実施に必要な資格者、職員数が確保されているか。また、施設や設備の整備状況は、必要な水準に達しているか。

(3) 事業を自ら実施せず、実質的に外部へ委託されているようなことはないか。

(4) 役員の構成に偏りはないか。

(5) 常勤役員の報酬や退職金等は、民間の給与水準等からみて、適切なものとなっているか。

(6) 定められた基準や手続に基づき、事業が適切に実施されているか。

3 法人の財務の状況について

(1) 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。

(2) 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。

(3) 法人が定める手数料は、適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。

(注) 下線は当省が付した。

平成 22 年 12 月 28 日

検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査（中間報告）

1 中間報告の趣旨

- 本調査は、国が法令等に基づいて設けている検査検定制度及び資格制度に関し、その申請、受験、取得、維持等に当たり、申請者等が受ける負担（申請手続に係る負担、手数料等金銭的負担等）について、その状況を把握し、必要以上の負担の軽減を図るため実施。
- 調査に当たっては、国が設けている検査検定制度及び資格制度の全体を把握し、そのうち、当省が募集した国民からの意見要望や制度の実施運営に係る収支の状況等を踏まえ、一定のものを抽出。これらについて、実地調査を行い、問題点を把握しているところ。
 - （抽出対象）
 - ・ 検査検定制度：全体 131 制度中 31 制度を抽出
 - ・ 資格制度：全体 303 制度中 106 制度を抽出
- 現状において、既に調査を行った制度に関し、
 - ・ 申請書類の提出等、申請に当たり過度の負担等を求めているなどの問題点があると考えられるもの
 - ・ 手数料等金銭的負担に関する積算の在り方や収支の状況等からみて、問題点があると考えられるもの等の状況が判明したところ。



- 今後、当省としては、抽出した制度全体について必要な調査を行い、早急に改善点を取りまとめることとしているが、各制度の所管府省及び実施主体において、新年度の事業計画等に反映することなどにより、早期に改善を行うなどの自主的な取組も重要。このため、現段階における調査の状況を中間的に公表し、各府省に参考連絡するとともに、行政刷新会議等の議論にも資するものとする。

2 調査の概況

(1) 検査検定制度・資格制度の全体

今回把握した国が設けている検査検定制度及び資格制度の各府省別の制度数は、以下のとおり。

表1 検査検定制度及び資格制度数

(単位：制度)

府省	検査検定制度	資格制度
警察庁	8	7
金融庁	—	3
消費者庁	—	1
総務省	15(2)	12
法務省	—	6
財務省	—	2
文部科学省	6(3)	8(1)
厚生労働省	14(2)	137
農林水産省	13(1)	14
経済産業省	38(9)	31(3)
国土交通省	47(6)	74(1)
環境省	5(2)	12(3)
合計	131	303

(注) ()内は複数府省による共管となっている制度数。なお、合計欄については、共管するものを整理したものであるため、各府省の合計とは一致しない。

(2) 検査検定制度・資格制度の実施主体

これら制度の実施主体別の状況は、以下のとおり。

表2 制度の実施主体別内訳

(単位：制度)

実施主体	検査検定制度	資格制度
全て国(注1)	39	44
全て独立行政法人(注1)	2	4
全て地方公共団体(注1)	11	13
公益法人(注2)	42	178
公益法人を除く複数主体で実施	28	22
自主確認	7	—
その他(注3)	2	42
合計	131	303

(注) 1 検査検定、資格認定等に係る業務の実施過程において、試験、講習等の種々の事務があるが、それら全てが国、独立行政法人又は地方公共団体で行われているものを計上
 2 試験事務、講習事務など制度の全部又は一部が公益法人に委託等されているものを計上
 3 「その他」は、株式会社等である。

(3) 今回の調査において、当省が実地調査の対象とするものの選定

実地調査の対象制度に係る選定基準は、以下のとおり。

- ① 当省が本調査の実施に当たり、本年7月1日から23日までの間にホームページ等で受け付けた国民からの意見要望の対象となった制度（明らかな事実誤認等は除く。）、新聞報道があった制度等

意見要望等【47制度】

- ・検査検定制度：2制度
（手数料が高い、申請手続の軽減等）
- ・資格制度：45制度
（受験料が高い、受験者数が減少しているもの等）

- ② 資格認定等に係る講習の受講料が10万円以上の高額となっている制度

受講料が高額となっている制度【13制度】

- ・10万円以上20万円未満：10制度
- ・20万円以上30万円未満：2制度
- ・30万円以上：1制度

- ③ 公益法人が実施主体となっているものについて、その公表されている以下の収支状況等のデータを踏まえ、内部留保率については25%以上の法人、常勤役員平均報酬額（年額）については1,200万円以上の法人が実施している検査検定制度及び資格制度

<内部留保率>

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、その内部留保率は「原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の30%程度以下であることが望ましい」とされている。

検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人（本年7月時点で各省の提出資料を基に当省が把握したもの）の「内部留保率」の状況は、以下のとおりである。

表3 検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人の内部留保率

(単位：法人)

内部留保率	検査検定制度	資格制度
25%以下	34	70
25%超 30%以下	12	14
30%超 40%以下	8	10
40%超 50%以下	4	8
50%超	6	17
合計	64	119

- (注) 1 「平成22年度特例民法法人に関する年次報告(内閣府)」による。
 2 検査検定及び資格認定等の両制度を実施するものは、両方に計上(13法人)
 3 「内部留保額」とは、総資産額から、①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している資金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払に充てる引当資産等及び⑤負債相当額を引いたものをいう。「内部留保率」とは、この内部留保額を、①一事業年度における事業費、②管理費及び③法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費(資金運用等のための支出は含めない。)の合計額で除したものをいう。

<有給常勤役員平均報酬額(年額)>

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定)においては、「常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする」とされている。

検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人(本年7月時点で各省の提出資料を基に当省が把握したもの)の「常勤役員平均報酬額」の状況は、以下のとおりである。

表4 検査検定制度及び資格制度の実施主体となっている公益法人の常勤役員平均報酬額

(単位：法人)

常勤役員平均報酬額	検査検定制度	資格制度
有給役員なし	1	14
400万円未満	1	2
400万円以上 800万円未満	10	20
800万円以上 1,200万円未満	15	31
1,200万円以上 1,600万円未満	28	38
1,600万円以上 2,000万円未満	9	14
2,000万円以上	0	0
合計	64	119

- (注) 1 「平成22年度特例民法法人に関する年次報告(内閣府)」による。
 2 検査検定及び資格認定等の両制度を実施するものは、両方に計上(13法人)

3 現段階の調査実施途上で判明した問題点

- 申請書類、申請手続等の負担について、以下のように、今後必要な改善措置を検討すべきと考えられる事例がみられる。

- ・ 審査に必要不可欠とはいえない申請書類等の提出を求めている
- ・ 他の申請書類等で確認可能な事項について、別途書類等の提出を求めている
- ・ 類似する制度では提出を不要とされているなど、必ずしも必要でない書類等の提出を求めている
- ・ 申請書類の配布や受付について、窓口による対応に限定している 等

「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）においては、「添付資料は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされている。

- 手数料の設定及び収支の状況について、以下のように、今後必要な改善措置を検討すべきと考えられる事例がみられる。

<手数料の設定について>

- ・ 積算根拠がインターネット等で公開されていないものがある
- ・ 経費が過大に計上されている等コストを適切に反映していないと考えられるものがある
 - ⇒ 試験、講習に要する事務費（会場費）、人件費が過大である
 - ⇒ 一定の基準を満たす者は、一部の実地試験が実施されないにもかかわらず、全ての者がそれを受験する前提でコストを積算している
 - ⇒ 実際には使用されないテキスト等を経費に算入し、受講者から対価を得ている 等

<収支の状況について>

- ・ 収支の状況がインターネット等で公開されていないものがある
- ・ 毎年相当額の余剰金が生じているにもかかわらず、手数料の見直しが行われていない、一部には50%を超える内部留保等として蓄積している、等の法人がある
- ・ 検査検定制度及び資格制度以外にも法人が実施している事業がある場合でも、区分経理等が行われておらず、コストと負担の関係に不合理が生じているものがある 等

手数料の設定及び収支の状況については、以下の基準等によることとされている。

- ・ 料金の決定及び積算根拠の公開（「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定））

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せインターネットで公開すること。

- ・ 会計処理の明確化及び透明化（同上）

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること。

- ・ 対価を伴う公益事業の適切な実施（「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年9月20日閣議決定））

対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

検査検定・資格制度の実施における利用者への負担軽減に向けた自主点検事項（「自己点検表」）

自主点検事項		留意点
<p>1 手数料等の設定 (公益法人関係)</p> <p>i 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>ii 推薦等された検査等の料金については、当該公益法人が過大な収益を得るようなものではないこと。＜公益法人に対する検査等の委託等に関する基準（平成8年9月20日閣議決定）＞</p> <p>iii 事業の収支状況は適切（収支均衡）か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>iv 法人が定める手数料は適切（実費相当）か。必要な見直しが行われているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について（総点検の具体的な着眼点）（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）＞</p> <p>v 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという視点に立って徹底的な見直しを行う。＜「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものととなっていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>vii 法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準（平成14年4月26日閣議決定）＞</p> <p>viii 法律の規定に基づき法人が行っている登録等の事務・事業に係る手数料等は、当該事務・事業を所管する府省によって決定されていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準（平成18年8月15日閣議決定）＞</p>	<p>(1) 手数料等の適正化</p> <p>(2) 手数料等の積算根拠の公開</p>	<p>(手数料等の設定)</p> <p>① 実費を踏まえた明確な積算根拠に基づき手数料等（※1）を設定しているか。</p> <p>② 実際には支出されない経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>③ 毎年、収入超過により剰余金が発生しているにもかかわらず、手数料等の額を据え置いているか。</p> <p>④ 事業経費を削減しているにもかかわらず、手数料等を積算していないか。</p> <p>⑤ 実際よりも過大な経費に基づき手数料等を積算していないか。</p> <p>⑥ 受講者数等を過小に見込むなどにより、手数料等の単価を引き上げているか。</p> <p>⑦ 手数料等の積算額と実際の設定額にそこはならないか。</p> <p>(手数料等の割引)</p> <p>⑧ 講習等の全部又は一部を免除した場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑨ 電子申請による申し込みがあった場合、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑩ 同一依頼者について複数の検査等を実施する場合、旅費等の減額分を考慮し、手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑪ 新規検査と比較して、検査に手間がかからない更新検査の手数料等を割り引いているか。</p> <p>⑫ 受講等を取りやめた者に対し、手数料等を返金しているか。</p> <p>⑬ 会員と非会員で手数料等の額に差を設けている場合、合理的な理由となっているか。</p> <p>(講習テキストに係る負担軽減)</p> <p>⑭ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、これを印刷した資料の特参を認めるなど、利用者の負担軽減を図る余地はないか。</p> <p>⑮ 講習で使用するテキストを既に所持している場合、その使用を認めているか。</p> <p>⑯ 講習で使用しないテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑰ 布張り装丁など必要以上に高額なテキストを受講者に購入させていないか。</p> <p>⑱ 講習において、受講者に配布するテキストの価格を明らかにしているか。</p> <p>(手数料等の見直し)</p> <p>⑲ 受講実績や将来の受講者数等の推計を基に、定期的に手数料等の見直しを行っているか。</p> <p>⑳ 委託等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉑ 推薦等事業（※2）に係る手数料等の積算根拠をインターネットで公開しているか。</p> <p>㉒ 公開している情報は、手数料等の額の妥当性を判断できる内容となっているか。</p>

自主点検事項		留意点
<p>2 会計処理の適正化の推進 (公益法人関係)</p> <p>i 委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>＜(a) 企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。＞</p> <p>(b) 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。</p> <p>ii 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>iii 事業の経理が適切に区分され、収支が明確になっているか。＜行政委託型法人等の総点検の推進について(総点検の具体的な着眼点)(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iv 法人に本来予定されている事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される法人関係)</p> <p>v 事務・事業の収支について区分経理又はこれに準じた管理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>vi 企業会計基準その他法人の特性に応じた一般的な標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 最新の業務及び財務等に関する資料(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)7(1)①から③までに掲げる資料)をインターネットにより公開すること。＜インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p> <p>ii 委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類(検査料等支出明細書又はそれに準じたもの)を作成し、インターネットで公開すること。＜公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)＞</p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>iii 所管官庁においては、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)＞</p> <p>iv 各府省は、その所管する法人について、最新の業務及び財務等に関する資料等を各府省のホームページに掲載していること。＜特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準(平成18年8月15日閣議決定)＞</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i いわゆる「内部留保」については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすること。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)＞</p> <p>ii 公益法人の内部留保の水準としては、30%程度以下であることが望ましい。＜公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係関係会議幹事会申合せ)＞</p>	<p>(1)区分経理の実施状況等</p> <p>(2)財務諸表等の公開</p> <p>(3)内部留保率の状況</p>	<p>① 各事務・事業ごとに区分経理を実施しているか。</p> <p>② 各事務・事業ごとに収支内容が具体的にになっているか。</p> <p>③ 検査検定事業や試験事業等の会計で発生した剰余金を他会計に繰り入れていないか。</p> <p>① 財務諸表、検査料支出明細書などの収支状況が分かる資料をインターネットで公開しているか。</p> <p>② 公開している内容は、事務・事業ごとの収支の適切性を判断できるような具体的な内容となっているか。</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 引当資産(※3)などの内部留保(※4)から除外している資産は適切か。</p> <p>② 内部留保率が30%を超えている場合、手数料の引下げ等の改善策を検討しているか。</p>

閉鎖決定等		自主点検事項	
		留意点	
<p>(公益法人関係)</p> <p>i 受益者に対して対価を求めめる場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならぬ。</p> <p><公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)></p> <p>ii 引当資産については、法人の運営上将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭であり、かつその支払い等が可能な限り明確に予定されているものに限定されるべきである。<公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)></p> <p>iii 事業の収支状況は適切(収支均衡)か。多額の剰余金を計上したり、それを不適切に使用しているようなことはないか。<行政委託型法人等の総点検の推進について(総点検の具体的な着眼点)(平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)></p> <p>iv 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。<特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)></p>	<p>(4)引当資産の積立状況</p> <p>* 特例民法法人が対象</p> <p>① 将来必要な特定を支払いに充てることが明瞭になっているか。</p> <p>② 他の法人においても条件は同様とみられるにもかかわらず、特別な名目を立て資産を積み立てていないか。</p> <p>③ 過剰に積み立てられているものはないか。</p> <p>④ 相当額の剰余金や積立金等が生じている場合、これらを取り崩して、手数料等の引下げ等を行う余地はないか。</p> <p>⑤ 剰余金や積立金等の使途、繰入限度額等について、規程や計画等を策定しているか。</p> <p>⑥ 規程や計画等を策定している場合、その内容は適切なものとなっているか。</p>		
<p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <p>(公益法人関係)</p> <p>i 申請手続の実施に伴う国民や地方公共団体等の負担を軽減させることができているかという観点から、徹底的な見直しを行う。</p> <p>・ 行政からの支出又は権限の付与を受けて実施する事務・事業について情報公開が徹底されているかという観点に立って徹底的な見直しを行う。</p> <p><「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)></p> <p>ii 委託・推薦に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。</p> <p><公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)></p> <p>iii 添付資料は、申請書等の記載事項の真实性を裏付けるため及び言語等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。</p> <p>・ 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。</p> <p><申請負担軽減対策(平成9年2月10日閣議決定)></p> <p>iv 公益法人の中には行政代行的行為等を行っているものがあり、これらの透明化を図るため、検査等の基準が客観的に明確であり、委託等を受ける公益法人の裁量の余地がないこと。</p> <p>・ 推薦等を行う制度の内容及び検査等の基準が客観的に明確となっていること。</p> <p>・ 推薦等された検査等が公正に行われることを担保するために、その検査等を行う公益法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。</p> <p><公益法人に対する検査等の委託等に関する基準(平成8年9月20日閣議決定)></p> <p>v 公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、<u>国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。</u></p> <p><u>推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せて検討の上、上記に準じた措置を講ずる。</u></p> <p><公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)></p> <p>(特別の法律により設立される民間法人関係)</p> <p>vi 法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること。<特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(平成14年4月26日閣議決定)></p>	<p>(1) 申請手続の負担軽減</p> <p>① 法令に根拠がない書類等を提出させていないか。</p> <p>② 必ずしも審査に必要でない書類等を提出させていないか。</p> <p>③ 一度提出させた書類等を重複して提出させていないか。</p> <p>④ 同じ内容の書類等を提出させていないか。</p> <p>⑤ 戸籍簿本等の提出を求めているものは、住民票の写し等で代替できないか。</p> <p>⑥ 申請書等について、必要以上の部数を提出させていないか。</p> <p>⑦ 申請書等の配布、受付を窓口に限らせていないか。</p> <p>⑧ 申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているか。</p> <p>⑨ 手数料等の支払いについて、クレジットカードやネット払いやポイント決済等多様な支払い方法を認めているか。</p> <p>⑩ 手数料等の払込書を申請書とするなど、手続の簡略化をしているか。</p>		
<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間講習が生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必要とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>	<p>(2) 資格取得要件の緩和等</p> <p>① 受験要件等として中学校卒業以上の学歴など不必要なものを求めているか。受験要件等は必要最小限となっているか。</p> <p>② 資格者に対して、技術の進展や法制度の変更等に係る知識等のように、本来は自主的に習得すべき事項を内容とした講習の受講を義務付けるなど、必要性の乏しい講習を実施していないか。</p> <p>③ 同内容の講習を毎年受講するよう義務付けていないか。</p> <p>④ 関連する他の資格を有するなどにより、資格者として必要な知識を既に修得していると認められる場合などにおいて、受講者や受験者の能力に応じた受講科目等の全部又は一部の免除を行っているか。</p> <p>⑤ 法令上、任意とされている資格者名簿への登録等の手続について、当該手続を採っていないことを理由に入札参加資格を制限するなど、不利益な取扱いを行っていないか。</p> <p>⑥ 法令に基づき資格者免状に加え、条例に基づきこれと同内容の免状の取得を更に求めるなど、資格要件として必要性の乏しい証明書の取得を義務付けていないか。</p> <p>⑦ 受験者数が少ないなどの制度について、在り方の見直しを行っているか。</p> <p>(3) 利用者への配慮</p> <p>① 受験辞退者を発生させないよう、受験者の業務の繁忙時期を外して試験日を設定するなどニーズに対応した試験日の設定を行っているか。</p> <p>② 講習の受講科目の免除を行った場合等に、受講者の時間的、金銭的な負担を軽減するため、受講日や時間講習が生じないよう日程調整を行っているか。</p> <p>③ 利用者に対して、手数料や申請手続等に関する情報を的確に提供しているか。</p> <p>④ 受講が必要とされていない講習に受講義務があるかのような誤った情報を利用者に提供していないか。</p> <p>⑤ 資格試験の過去問題及びその解答をホームページに掲載するなど無償で利用者に情報提供しているか。</p>		

閣議決定等		自主点検事項 留意点	
<p>4 その他</p> <p>(1) 総務省行政評価局では、東日本大震災の被災者から寄せられた行政相談を端緒に、国の資格試験等に係る特例措置の実態把握を実施</p> <p>① その結果、申請書類の提出期限の延長など受験者等に配慮している例を多数把握</p> <p>② 行政評価局長から各府省官房長に対し、把握した特例措置の例を参考に、被災者支援の観点から必要な措置が実施されるよう特段の配慮を依頼</p> <p><東日本大震災に伴う国の資格試験や免許証等の再交付手数料に係る特例措置に関する実態把握の結果について（平成23年8月15日付け各府省官房長宛総務省行政評価局長通知）></p>	<p>(1) 東日本大震災に関する特例措置の実施状況</p> <p>① 証明書類の提出期限の延長を行う余地はないか。</p> <p>② 試験日の変更や追加試験を行う余地はないか。</p> <p>③ 受験料の免除や返還を行う余地はないか。</p> <p>④ 試験の振替を認める余地はないか。</p> <p>⑤ 試験地の変更を認める余地はないか。</p> <p>⑥ 受験申込書の受付期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑦ 試験免除の有効期間の延長を行う余地はないか。</p> <p>⑧ 免許証等の再交付手数料を免除する余地はないか。</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験期間の延長を行う余地はないか。 ・受験要件を緩和する余地はないか。 ・証明書類に代替する書類の提出を認める余地はないか。 ・上記のほか受験者からの個別の相談に対応する余地はないか。 		
<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の理事の報酬及び退職金等は、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする。 ・ 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）> ・ 所管公益法人に対する立入検査は、少なくとも3年に1回実施する。 ・ 「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）> ・ 行政からの支出又は権限の付与により政府関連公益法人に実施させている事務・事業について、これらが国家公務員出身者の報酬の財源を確保する手段となっていないかという批判があることを踏まえ、国民的な視点から徹底的に見直しを行う。 ・ 支出又は権限の付与を継続する場合には、継続の理由を公表し国家公務員出身者の採用の透明化等を行うなど、政府関連公益法人への行政の関与の在り方について国民が納得しうるような条件を整備する。 ・ 「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）> ・ 所管官庁を中心として、法令や従前の決定等による政府系公益法人に対する指導監督の実行を徹底する。特に、公務員OBを含む役員の数や給与水準について法人の事業の規模や内容等から適切かどうか、また国費を受け入れての事業が実質上公務員OB役員員の給与等捻出のために行われていないか等について厳しく精査する。 ・ 「独立行政法人・政府系公益法人等の抜本改革に向けた当面の進め方」（平成22年6月18日行政刷新担当大臣）> 	<p>(2) 公益法人の役員報酬の適正化</p> <p>① 役員報酬は、法人の資産・収支の状況、民間の給与水準と比べて不当に高額なものとなっていないか。</p> <p>② 管理費の総支出額に占める割合が2分の1を超えていないか。</p>		

※1 「手数料等」とは、検査検定制度及び資格制度に係る検査料、検定料、受験料、受講料、登録料、登録料など、利用者の金銭的負担の総称を指す。

※2 「委託等事業」とは、事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせるものを指す。「推薦等事業」とは、法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うものを指す。<公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）>

※3 「引当資産」とは、将来必要な特定のための支払いのために積み立てる資産を指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>

※4 「引当留保」とは、法人の総資産額から、基本財産、公益事業基金、運営固定資産、運営固定資産、引当資産及び負債相当額を引いたものを指す。「内部留保率」は、内部留保を事業費、管理費及び事業に不可欠な固定資産取得費の合計で除したものを指す。<公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）>